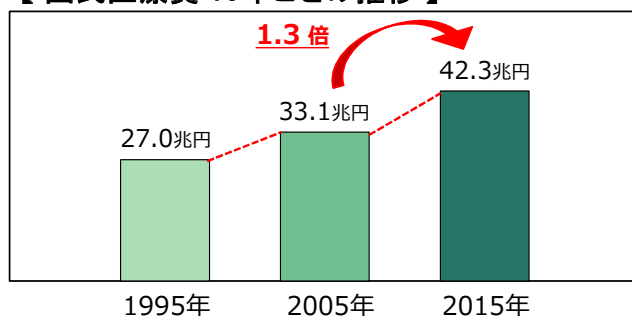


平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

この10年で、
70歳以上の高齢者数は **1.3倍** に、
国民医療費は **1.3倍** になりました。
団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、
国民医療費の総額は **61.8兆円**
にもなる見込みです。

【国民医療費 10年ごとの推移】



国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、

都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました

〈見直しの背景〉

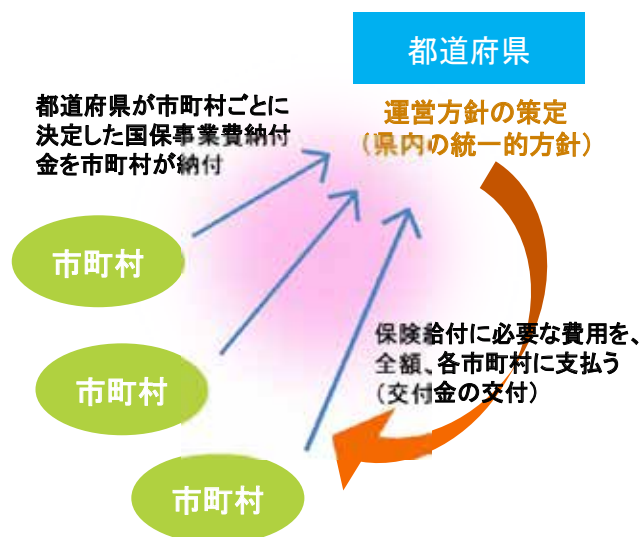
国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えていました。

見直しの柱

- ▶ 国の責任として約3,400億円の追加的な財政支援（公費拡充）を行います。
- ▶ 都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担います。

見直しによる主な変更点

- ▶ 平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となります。（資格や保険料の賦課・徴収などの身近な窓口は、引き続きお住まいの市町村です）
- ▶ 平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証などには、居住地の都道府県名が表記されるようになります。



都道府県と市町村の役割分担

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を都道府県に納付
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格を管理(被保険者証などの発行)
・ 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・ 標準保険料率などを参考に保険料率を決定
・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い	・ 保険料の賦課・徴収
	・ 保険給付の決定、支給

国民健康保険制度の見直しによる効果

効果① 都道府県内での保険料負担の公平な支え合い

新しい財政運営の仕組み

- 都道府県内で保険料負担を公平に支え合うため、都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金（保険料負担）の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に対して支払います。これにより、市町村の財政は従来と比べて大きく安定します。
- 都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）し、市町村間で比較できるようになります。

保険料の賦課・徴収

- 市町村はこれまで個別に給付費を推計し、保険料負担額を決定してきましたが、今後は都道府県に納付金を納めるため、都道府県の示す標準保険料率などを参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収します。

効果② サービスの拡充と保険者機能の強化

- 都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、市町村との協議に基づき、都道府県内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進していきます。
- 広域化により、平成30年度から、同一都道府県内でほかの市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。
- 今後、市町村は、より積極的に被保険者の予防・健康づくりを進めるためにさまざまな働きかけを行い、地域づくり・まちづくりの担い手として、関係者と連携・協力した取り組みを進めます。

国民健康保険は、国民皆保険の最後のとりでです。

持続可能な社会保障制度の確立を図るため、

平成30年度からの制度見直しにご理解、ご協力をお願いします。

分からないこと、困ったことがあれば、ご相談ください

—問い合わせ—

役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎485-2111内線123）

国民健康保険税 税率と軽減内容が変わります

税率を改正します

国民健康保険は、その年に予測される医療費から、国や道の補助金などを差し引いた額を加入者の皆さんに税金として負担いただく、助け合いの仕組みになっています。

本町では平成20年度以降、税率改正をせず、一般会計からの財政支援により収支不足を補ってきましたが、平成30年度から保険者が北海道となる都道府県化がスタートするため、これまで行っていた町からの支援を段階的に解消することとなりました。また、円滑な制度への移行を図るため、加入者負担の激変緩和に配慮しながら、平成29年度から税率を改正することとしました。

加入者の皆さんには、これまで以上の負担をお願いすることとなりますが、国民健康保険制度の安定した運営を図るため、ご理解とご協力をお願いします。

<国民健康保険税額>①②③の合計が税額になります。

項 目	区 分	平成28年度	平成29年度	増 減
① 医療給付費分	所得割率	3.4%	3.95%	0.55%
	資産割率	22.0%	22.0%	—
	均等割額	21,000円	21,000円	—
	平等割額	25,000円	25,000円	—
② 後期高齢者支援金分	所得割率	2.3%	2.4%	0.1%
	均等割額	8,500円	8,500円	—
	平等割額	9,000円	9,000円	—
③ 介護納付金分	所得割率	2.2%	2.2%	—
	均等割額	10,000円	10,000円	—
	平等割額	11,000円	11,000円	—

※所得割率は、前年の総所得金額から地方税法上の基礎控除額を控除した後の額に、税率をかけて算出します。

※資産割率は、今年度の固定資産税額に税率をかけて算出します。

所得の低い方への軽減措置を拡充します

所得が基準額を下回る場合は、国民健康保険税の均等割と平等割が、基準額に応じて7割・5割・2割減額されます。この基準額を引き上げし、軽減対象者を拡大します。

<軽減措置の基準額>

軽減区分	平成28年度	平成29年度	内 容
7割	33万円以下	33万円以下	変更なし
5割	33万円+26万5千円× (被保険者などの人数)	33万円+ 27万円 × (被保険者などの人数)	対象者の拡大
2割	33万円+48万円× (被保険者などの人数)	33万円+ 49万円 × (被保険者などの人数)	対象者の拡大

国民健康保険税の納税通知書は、7月上旬に納税義務者となる世帯主に送付します。

◆問い合わせ◆ 制度について／役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎485-2111内線123）
税金について／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎485-2111内線152）

住民税が非課税の方1人につき 15,000円

申請を忘れずに！臨時福祉給付金

広報しべちゃ5月号でお知らせしている臨時福祉給付金の申請期限は、**9月1日(金)**までとなっています。もう一度確認し、不明な点は問い合わせください。

●支給対象者（次の全ての要件を満たす方）

- ・基準日（平成28年1月1日）時点において本町に住民票がある
- ・平成28年度分の住民税が課税されていない

※ただし、生活保護を受けている方、住民税が課税されている方の扶養親族などとなっている方は、対象となりません。

- ・平成28年度臨時福祉給付金（3,000円）の支給対象である

●支給額 支給対象者1人につき15,000円

●申請方法

申請先 役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口）、各公民館（受け付けのみ）

申請期限 9月1日(金)

- 提出書類
- ・申請書…上記申請窓口に設置しています。郵送も可能ですのでお問い合わせください。
 - ・添付書類…振込先金融機関口座が確認できる書類（通帳またはキャッシュカードの写し）
- ※平成28年度臨時福祉給付金を受けた方が同じ口座を指定する場合は不要です。

●受取方法 申請書に記載した指定口座に入金します。

ご注意

- ・原則として、申請期間以外の申請や基準日（平成28年1月1日）時点で本町に住民票が無い方の申請は受け付けられません。
- ・申請期間などは各市区町村で異なります。本町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせください。

●よくある質問Q&A

Q. 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当しますが、実際には申請していません。今回の給付金は申請できますか？

A. 申請できます。ただし平成28年度分の住民税が課税されていないことや、課税者の扶養親族などを確認してください。

Q. 平成28年1月2日以降に引っ越しした場合の給付金の申請先はどこですか？

A. 平成28年1月1日時点で住民票がある市区町村が申請先です。1月2日以降に市区町村を越えて引っ越しした場合、申請先は現在お住まいの市区町村ではありませんのでご注意ください。

●問い合わせ

- ・申請方法に関すること 役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口 ☎485-2111 内線131）
- ・制度に関すること 厚生労働省付金給専用ダイヤル（☎0570-037-192）
オー!みな いいきゅうふ



「給付金」を装う

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があったら、迷わずお住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（☎#9110）に連絡してください。

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成29年度の保険料のお支払いと 保険証更新について



■ 7月に保険料額をお知らせします

平成29年度の保険料は、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割 一人当たりの額 49,809円	+	所得割 被保険者の所得に応じた額 (平成28年中の所得-33万円) × 10.51%	=	1年間の保険料 限度額57万円 (100円未満切り捨て)
---	---	---	---	--

- 1年間の保険料の上限額は57万円です。
 - 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

■ 保険料の軽減

① 均等割の軽減

被保険者と世帯主の所得の合計に応じて、次のとおり軽減します。
今年度から、均等割5割軽減、2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

所得合計金額	軽減割合	均等割額(年額)
33万円以下の世帯で被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	➔ 9割軽減	4,980円
33万円以下の世帯	➔ 8.5割軽減	7,471円
33万円+ (27万円 ×世帯の被保険者数) 以下の世帯	➔ 5割軽減	24,904円
33万円+ (49万円 ×世帯の被保険者数) 以下の世帯	➔ 2割軽減	39,847円

※被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。
今年度から、所得割の軽減割合が「5割」から「2割」に変更されました。

所得合計金額	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入した時に被用者保険の被扶養者だった方については、均等割が**7割軽減**され、**所得割はかかりません**。(均等割は49,809円から14,942円に軽減されます)

今年度から、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減割合が「9割」から「7割」に変更されました。(所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります)

※被用者保険とは、協会けんぽなどの主にサラリーマンの方々が入っている健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

■ 保険料の減免

保険料の支払いが困難な場合は、役場住民課年金保険係へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方は、保険料の減免を受けられる場合があります。

■保険料のお支払い

「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

口座振替を希望する方は、役場住民課年金保険係に問い合わせください。
(手続きには、本人の保険証、振替口座の預金通帳、お届け印が必要です)

※「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。

※同一世帯の家族の方の口座振替で保険料を納付する場合、税申告の際の「社会保険料控除」は口座振替をしている方に適用されます。(年金からのお支払いの場合は、本人に社会保険料控除が適用されます)

■保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証(被保険者証)の有効期限は平成29年7月31日となっております、8月以降は使用できません。

7月中旬に新しい保険証が交付されますので、お手元に届きましたら、黄色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成30年7月31日です。
- 紛失したときや汚れたときは再交付しますので、役場住民課年金保険係までお申し出ください。

新しい保険証は黄色です

■減額認定証も新しくなります

現在ご使用の減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の有効期限は平成29年7月31日となっております、8月以降は使用できません。(有効期間は保険証と同じく1年間です)

引き続き交付対象に該当する方は7月中旬に減額認定証を交付しますので、8月1日からはだいたい色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することを確認し、役場住民課年金保険係へ申請してください。

新しい減額認定証はだいたい色です

《減額認定証の交付対象》次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	<ul style="list-style-type: none"> • 世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) • 老齢福祉年金を受給している方

■全受診者へ医療費通知を送付します

広域連合では、対象期間に医療機関を受診した全ての被保険者の皆さんに対して、医療費総額などをお知らせする「医療費通知」を送付します。発送時期は、9月下旬と3月下旬の年2回です。

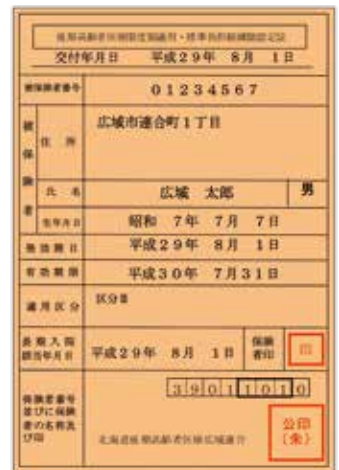
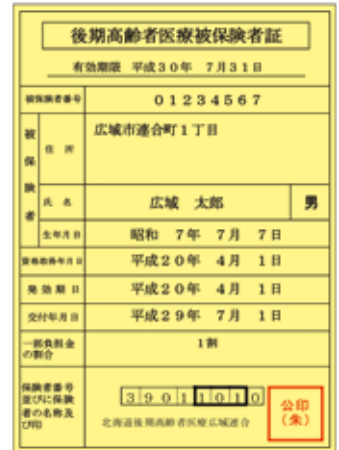
【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H29年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H29年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

※確定申告(医療費控除)の際の添付資料としては使用できません。

※この通知は皆さんの受診状況をお知らせするものであり、請求書ではありません。

- 医療費の推移が一目で分かるため、自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆さんの健康保持・増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診療日数などに間違いがないか確認しましょう。



問い合わせ / 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-290-5601)
役場住民課年金保険係 (1階②番窓口☎485-2111内線125)

健康づくりの二歩はお口から

歯周病検診を受けよう



で、歯周病菌を減らすことができます。

平成27年、本町の後期高齢者の歯（虫歯）受診率は全道平均の0・69%に比べて0・23%と低く（全道141位）、1件当たりの診療費は2万37円と全道78位になっています。早期受診や予防的な処置が取られずに悪化してから受診することで、1件当たりの診療費が高額になっているものと思われ

ます。本町では7月から節目の年齢の方を対象に、歯周病検診を実施することになりました。歯周病検診の対象になる方には、個別に「歯周病検診の案内等」をお送りします。

歯周病とは
歯と歯茎の間にたまった歯垢（プラーク）の中にいる歯周病菌

が原因で起こる疾患です。歯周病菌が歯茎や歯を支えている骨（歯槽骨）を少しずつ壊していき、進行すると歯槽骨が溶けて歯がぐらぐら動くようになり、最後は抜歯をしなければなりません。

歯周病は予防が必要な？

歯周病を「ただの口の病気」と思っていないませんか？歯周病は全身の健康にも影響する病気です。歯周病菌は、歯茎の炎症部位の毛細血管から血液中に入り込み、血液の流れに乗って臓器や血管の壁にたどり着きます。血管の壁に付くことで、動脈硬化や心疾患につながる可能性があります。認知症や糖尿病の悪化にも関係しています。そのため、歯周病の予防策を知ることがとても大切です。

対策は？

①歯周病検診を受けましょう
歯周病の初期は痛みなどの自覚症状がありません。そのため、検診で確認することが必要です。
②プロのケアを受けましょう
歯医者さんで歯垢や歯石を取り除いてもらったり、自分に合った正しい歯磨きの仕方を教えてもらいましょう。
③歯ブラシの達人になろう
歯を1本ずつ丁寧に磨くこと

「8020運動」を知っていますか？これは80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという運動です。永久歯は全部で28本（親知らずを含めると32本）ありますが、20本以上あるとほとんどの食べ物をよくかんで、おいしく食べるこ

とができるといわれています。現在、80歳で自分の歯が20本以上残っている人の割合が51・2%になっています。歯を失う原因のトップが歯周病で、全体の約4割を占めています。歯周病は、成人の約8割がかかっているといわれている身近な病気です。

本町の歯周病検診は、40歳から70歳までの10年ごとの節目に行います。歯周病の早期発見と予防のために歯周病検診を賢く利用し、歯や口の健康と全身の健康維持に役立てましょう。検診の詳細は個別の案内を確認するか、左記へお問い合わせください。

問い合わせ／ふれあい交流センター 健康推進係

（☎485-1000）

平成29年度

歯周病検診のご案内

■対象／今年度中に40歳、50歳、60歳、70歳を迎える方

■受診機関／町内の歯科医院

※各自で電話予約が必要です。

※受診の際は「標茶町歯周病検診受診券」を持参してください。

ださい。

資源ごみ

正しく分別しましょう

資源ごみの分別をきちんとしていない家庭が増えています。また、その他紙類やプラスチック類を資源ごみではなく、燃えるごみと混合して出す家庭も増えています。資源を有効活用するために、ごみの分別にご協力をお願いします。

- 缶類、瓶類、カップラーメンやコンビニ弁当の容器などの汚れたプラスチック類は、一度水ですすいでから資源ごみとして出してください。
- ペットボトルのラベルとキャップは外してください。ラベルはその他プラスチック類、キャップは袋に入れてペットボトル本体と一緒にペットボトル類とし、それぞれ分別して資源ごみに出してください。
- 缶類のふたや瓶類のキャップは、燃やせないごみとして出してください。

■問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎485-2111内線127）

大麻を発見したときは連絡を



本町では、いまだに野生の大麻が見られ、放置すると違法に採取され、乱用される危険性があります。発見次第、除去に努めていますが、完全に根絶することはできていません。

大麻の撲滅のためには、皆さんの協力が大きな力となります。大麻を見つけたときは、下記へ情報をお寄せください。

■問い合わせ／

- 釧路保健所（☎0154-22-1233）
- 役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎485-2111内線127）

高齢者・介護・障がい者に係るアンケート調査

本町では、高齢者・介護・障がい者に関する計画策定の基礎資料として活用するため、アンケート調査を実施します。

■アンケート実施期間／7月5～20日

対象は下記のとおりです。アンケートが手元に届いた方は、ご協力をお願いします。

アンケートの種類	対象施策	対象者	問い合わせ
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ②在宅介護実態調査	標茶町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険計画	65歳以上の方を中心に無作為抽出	役場保健福祉課介護保険係 (1階⑥番窓口 ☎485-2111内線136)
標茶町障がい者アンケート	標茶町第3期障がい者計画および第5期障がい福祉計画	発達に関する不安があるお子さんの保護者の方、障がい者手帳をお持ちの方または世帯の方	役場保健福祉課社会福祉係 (1階④番窓口 ☎485-2111内線131)

年金請求書の手続き漏れはありませんか？


老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）が、25年から10年に短縮されることになりました。制度の開始は8月1日で、年金の支払いは平成29年10月以降です。

日本年金機構では、対象となる方に黄色の封筒を送付しています。まだ、請求手続きをしていない方は、下記に電話予約の上、年金事務所で手続きを行ってください。

■問い合わせ／ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）

年金機構の
黄色の封筒が届いた方は
年金が受け取れます
今すぐ
予約のお電話を！

☎0570-05-1165(いい老後)



飲んで美味しい牛乳をさらに美味しく食べてもらいたい！

牛乳を食べよう！

～辛みは豆板醤の量でお好みに～

今月のレシピ ミルクマーボー

作り方

- ①絹ごし豆腐は厚みを半分に切って2cm角に切る。ミニトマトはへたを取る。
- ②牛乳に片栗粉を加えて溶いておく。
- ③フライパンにAを入れて弱めの中火で炒め、香りが立ってきたら合いびき肉を加えてひと混ぜし、Bを加えて中火で炒める。肉の色が8割程度変わったら水を加え、あくをすくいながら1～2分間煮る。
- ④①②を加え、豆腐を崩さないように混ぜながら、弱火で2～3分間煮る。塩、こしょうで味を調え、細ねぎを加えて火を止める。

材料（4個分）

- | | |
|----------------------|----------------|
| 合いびき肉…………… 200g | B |
| 絹ごし豆腐…………… 1丁（300g） | 酒……………大さじ2 |
| ミニトマト……………10個 | しょうゆ……………小さじ2 |
| 牛乳…………… 180ml | 水……………50ml |
| 片栗粉……………大さじ½ | 塩……………小さじ½ |
| A | こしょう……………少々 |
| ごま油……………大さじ½ | 細ねぎ（小口切り）………2本 |
| にんにく（みじん切り）……………大さじ½ | |
| しょうが（みじん切り）……………大さじ½ | |
| 豆板醤……………大さじ½～1 | |

ポイント 豆腐は必須アミノ酸が豊富で、コレステロールを下げるリノール酸を含んでいます。大豆より消化吸収が良いのが特徴です。



長寿88歳

おめでとうございます

《平成29年4月該当》

掲載に同意いただいた方のみ掲載しています。



花田ミドリさん
(磯分内)



小山ミツ子さん
(桜)



宮窪 光子さん
(川上)

内容

オレオレ詐欺や振り込め詐欺、還付金詐欺などの被害はニュースでよく聞かれます。先日、消防職員を名乗り、いろいろなことを聞き出そうとする電話があったとの情報がありました。内容は「住宅用火災警報器の調査をしている」「あなたは一人暮らしですか?」から始まり「近くには家族が住んでいるの?」「その家族は頻繁に会いに来るのか?」など、疑問を感じたがいろいろ答えてしまい、電話を切った後で不安になったというものでした。

相手が見えない「電話」を利用し、職員になります詐欺行為があります。不審な電話にはご注意ください。

生活豆知識 職員をかたる 電話に 注意



ひとことアドバイス

- 電話の機能(ナンバーディスプレイや呼び出し音、電話番号の登録など)を有効に活用し「この電話は詐欺かも?」と疑いを持ちながら対応しましょう。
- 「おかしい」「困ったな」と思ったときは、一人で悩まずお気軽に左記相談窓口へ問い合わせください。

相談窓口

- 役場企画財政課商工労働係
(2階)⑩番窓口 ☎485-2111 内線251
- 釧路市消費生活センター
(☎0154-24-3000)
- 消費者ホットライン
(☎188)

見守り情報

消費者被害から高齢者・障がい者、子どもを守る最新情報



大型コインランドリー

標茶駅前

洗濯物を入れてボタンを押したら、あとは待つだけ!!

★年中無休

早期6時から深夜12時まで営業



ダニ・花粉
ハウスダスト
撃退!!

乾燥
¥100
1.4kg 10分

- 家庭用洗濯機に入らない大物が洗える
- 羽毛布団・こたつ布団
- 一般衣類まとめ洗い
- くつ専用洗濯機完備
- キッズスペースあります
- カーテン・ソファカバー他

ランドリーハウス コットン 住所：標茶町旭1丁目1-2 電話：485-1616

町立病院からのお知らせ

標茶町立病院 電話 485-2135

URL <http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/hospital/>

受付診療時間 受付時間／午前の部…午前8時45分～11時 午後の部…午後1時～3時45分
 ※自動再来受付機の稼働時間は午前7～11時、正午～午後3時45分です。
 診療時間／午前9時～午後4時45分

- 内科** ●毎週火曜日・水曜日は、午後休診です。(木曜日・金曜日の午後1～2時は、病棟回診のため診察をお待ちいただいております)
 ●7月24日(月)は、佐藤泰男医師不在です。
 ●7月31日(月)～8月4日(金)は、佐藤泰男医師不在につき、佐藤富士夫医師の診察となります。
 ●8月14日(月)～18日(金)は、佐藤富士夫医師不在につき、佐藤泰男医師の診察となります。
 ●8月1日(火)～4日(金)および8月15日(火)～18日(金)は、午後休診となります。
- 外科** ●北大医学部消化器外科Ⅰから1週間または2週間単位で出張医師が担当します。
 ●毎週金曜日の受付時間は、午後3時30分までとなります。
- 産婦人科** ●町立中標津病院から島野敏司医師が担当します。
 ●診療日／月曜日の午後
 ●受付時間／午後1時～3時30分
 ●予約制となっています。受診日の5日前までに来院時または電話で予約してください。
 ※予約がなくても受け付けますが、予約の方を優先します。(救急患者を除く)
- リハビリテーション科** ●予約制となっています。新患の方は、医師の診察後に受診日時を予約します。
- 小児科** ●旭川医大小児科から出張医師が担当します。

☆7月の小児科診療受付時間

	一般診療		予防接種 (事前予約が必要です)
	午前の部 8:45～11:00	午後の部	
4日(火)	●	診療はありません	●
11日(火)	●		●
18日(火)	●		●
25日(火)	●		●

【予防接種】

- 《小児科／定期接種》 ●麻しん風しん混合・BCG・ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・四種混合・二種混合・日本脳炎・水痘の接種希望者は、小児科診療日の午前11時までに病院へ電話連絡してください。(ワクチンの準備の都合上、お願いします)
 ●BCG以外の予防接種は、同時接種が可能です。同時接種の詳細は、病院へ問い合わせください。
- 《18～20歳未満の日本脳炎》 ●対象の方で接種を希望する方は、1回目の接種はふれあい交流センターへ、2回目以降の接種は町立病院にそれぞれ1週間前までに申し込みください。
- 《子宮頸がん》 ●定期接種(中学1年～高校1年対象)は、5日前までに病院へ電話連絡してください。
 ●定期接種・任意接種ともに、産婦人科での診療となりますので、上記日程を参照してください。
- 《任意接種》 ●おたふくかぜ、定期接種以外の水痘・65歳以上の肺炎球菌・小児用肺炎球菌・子宮頸がん・麻しん・風しん・麻しん風しん混合は予約が必要となりますので、総合受付窓口または電話で申し込みください。

※定期の予防接種についての詳細は、ふれあい交流センター健康推進係(☎485-1000)へ問い合わせください。

【看護部より】

暖かい季節になり、自然が多い場所に出掛ける機会が増えると、マダニに噛まれる可能性があります。無理に引き剥がすとマダニの体の一部が体内に残り、感染症を引き起こす場合があるので、早めに病院を受診してください。山などに行く時は肌を露出させないようにしましょう。帰ってきた時は全身をチェックし、お風呂に入り、着ていた服を洗うなど、隠れているマダニを取り除くことも大切です。

＝お願い＝ 町立病院は、救急指定病院として24時間体制で診療を行っていますが、医師の負担軽減のためにも、緊急に診断・治療が必要な方を除き、通常時間帯の受診をお願いします。